

## 第 19 回法廷 国相手の大飯原発止めよう裁判 報告・交流会

2016 年 9 月 21 日 11:30~13:50 大阪弁護士会館 12 階 1205 室

次回第 20 回法廷は 12 月 21 日 (水) 11:00~

国を相手とし大飯原発 3・4 号運転停止を求める裁判の第 19 回法廷が、9 月 21 日に大阪地裁 202 号大法廷で(約 15 分)開かれた。原告と支援者約 60 名の傍聴者で抽選にはならなかったが、空席は前回ほど目立たなかった。

### 準備書面と法廷の内容

法廷に先立ち、原告・国双方が準備書面を提出した。国の第 14 準備書面(9 月 21 日付)では、国は原告の第 15 準備書面(6 月 10 日付)に反論した。(原告の第 15 準備書面は、「基準地震動及び耐震設計方針に係わる審査ガイド」の I 「3.2.3 震源特性パラメータの設定(2)」についての国の解釈に反論した原告の第 14 準備書面について、追加の主張を行った書面。)原告は第 16 準備書面(9 月 9 日付)と第 17 準備書面(9 月 20 日付)を提出した。

9 月 21 日当日、原告側代理人は提出した二つの書面について主張した。大橋さゆり弁護士が説明した第 16 準備書面は、設置許可基準規則 55 条、事故が起こった時の放射性物質拡散への対応について定められている内容を国が守っていないことを主張している。

冠木克彦弁護士は、第 17 準備書面(地震動の過小評価についての書面)について次のように説明した。

現に起こった熊本地震の結果、島崎邦彦元原子力規制委員会委員長代理が大飯原発に関する地震動を武村式で再検討することを提言し、島崎氏と原子力規制委員会との協議の結果、平成 28 年 7 月 27 日付で原子力規制庁は報告書を出し、そこでは、「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有している」と述べた。現行の入倉・三宅式での地震動の算定方法は、過小評価に繋がることが位置付けられたのだ。原子力規制庁は、この「小さく算出する可能性を有していることにも留意して」、「断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認してきている」と述べているが、そうではない。「ばらつき」は考慮していないし、そもそも「不確かさ」の考慮はこの過小評価を補うものではない。

入倉氏は「過小評価」の指摘に反論している。この反論は反論になっていない。例えば「震源インバージョン」という方法は計算に主観が入り、面積の取り方の根拠が説明されていない(地表の地震動実測値から逆算して地下の震源断層を推定するが、その震源断層の面積は研究者が設定する。大きく設定すれば入倉・三宅式による地震モーメントは大きい値になる)。よって、入倉・三宅式は過小評価に繋がらないという主張にはならない。

裁判官達は、冠木弁護士が島崎元委員長代理の提言の説明を始めたところから、食いつくように関心を持ってじっくり聞いていた様子だった。

### 法廷内容について報告と質疑

裁判後に移動した報告・交流会場は、6 名の弁護士と約 50 名が参加した。まずは隣の席同士で今日の法廷の感想などシェアリングをし、その後、今回の法廷の内容について、それぞれ報告と議論がなされた。第 16 準備書面の内容は大橋さゆり弁護士、第 17 準備書面は冠木弁護士が解説

をした。

冠木弁護士からは、以上述べた地震動問題の書面について説明があった。続いて、大橋弁護士から、設置許可基準規則 55 条で事故が起こった時の放射性物質拡散への対応について、定められている内容など説明があった。武村二三夫弁護士は全体について、「もっとわかりやすい議論にしていきたい。国は技術的論争に持ち込んで、ことさら逃げてごまかして、科学的論争に持ち込もう



法廷後の報告・交流会

としている。私達はなるべく素人に分かりやすい範囲で、国のやっている問題など裁判所を説得し、納得させることが大切だ。」と話した。瀬戸崇史弁護士、谷次郎弁護士からも、発言があった。

その後、原告団共同代表の小山英之さんからは以上について補足し、前原子力規制委員会委員長代理・島崎氏の提言を受けた原子力規制庁試算の結末について、9月9日の政府交渉など最新情報に基づき報告があった。小山さんは今回の島崎提言を受けた原子力規制庁試算で規制委員会は関電がどのように地震動を算出したのかを把握していないということが露呈し、また9月9日の政府交渉ではそのことと、地震動を算出するレシピが矛盾だらけということも明らかになったことを説明した。そして、地震動を正しく算出できない現状で原発を動かすべきでない」と主張した。

#### 原告の第 16 準備書面・55 条とは

この書面は、設置認可基準規則 55 条により「あらかじめ一般的に設置しておく」ことが求められる設備について規制している規則である。

#### 設置認可基準規則55条の文言

**設置許可基準規則55条は以下のように規定する。**

**発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。**

55 条は、福島第一原発事故を踏まえて制定された。これには、重大事故から発生しうる次の 3 つの場合が含まれるのが当然である。①放射性物質が気体として放散され拡散していく場合②溶融燃料が冷却水に溶け込んで液体として地中に染みこんだり、海中に流出したりして拡散していく場合③溶融炉心が地中に達する場合。しかし国は、この第 55 条は①気体のみに対応を規定していて、②と③には適応しないと主張している。国は、「…これに対応する設備をあらかじめ要求することは極めて困難である、そうであれば、実際に発生した重大事故の状況に応じて臨機応変に対応していくことが現実的かつ適切である」と主張している。これは、第 55 条の規定とは相容れない。

また国は、②と③の対象について「…重大事故等の中長期的な対応が必要となる場合に備えて…技術的能力審査基準に規定する対策を求めており」とし、さらに必要なら、「改正原子炉等規制法 65 条の 2 に規定する特定原子力施設に指定して行う対策によって対応することが予定されている」とも主張している。このような国の②と③を「技術的能力審査基準に規定する対策」で対応するという位置づけは誤っている。なぜなら、原子炉等規制法 43 条の 3 の 6 の 4 号は設備ないしハード面の規定であり、一方、43 条の 3 の 6 の 3 号は、「必要な措置を実施するために必要な技

術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」という規定はソフト面であり、完全に前者と後者の各項目が対になっている。つまり前者は各項目についての設備等であり、後者はその項目を実行するための技術的能力なのだ。②と③は55条に該当しないと、事故後のソフト面の対応だけにするのは誤っている。

大橋弁護士は、法廷で以上のソフト面が完全にハード面と対になっていることを説明した。

その後、会場で活発な質疑が行われた。「「ばらつき」の問題は裁判官達は分かっているのか？」（弁護士の回答：「分かっていない。」）「裁判所は島崎氏の提言について集中して聞いていた。」「規制委員会が関電の試算のやり方を知らないなどもっと追求するのが良い。」「事故時に出る気体もそもそもどのくらい打ち落とせるのか、第55条が要求している「設備」はそもそもどのくらい根拠があるのか等、更に追求するのが良いのでは」などのコメント・議論があった。

次回の期日は12月21日（水）11：00時、双方の書面提出期限は12月14日（水）となった。

#### 「8月27日の原子力防災訓練監視行動についての報告」

5名\*が8月27日に福井県と京都府で行われた高浜原発事故を想定した防災避難計画訓練の監視行動について説明した。訓練に参加したのは対象人口の195,500人のほんのわずかだった。大部分が「屋内退避」のみで、その「屋内退避」の内容にも大きな問題があった。高浜町等で事前に戸別配布された訓練に関するチラシでは、「玄関やすべての扉・窓を閉めて、換気扇を止めて」「10～15分を目途に各自で訓練を終了してください」と求めていただけだった。問題点は多々あり、それに付き各発言者が説明した。説明は以下。（\*久保木さん、馬場さん、菅野さん、Mさん、児玉さん。）

#### 訓練の全体の問題点

UPZ(30キロ圏)では放射線量が高くなっても翌日まで避難しないことになっていることが、住民に知らされていない。老人ホームの避難訓練は、実際には避難せず「避難しました」と電話を掛けただけ。避難に実効性がない。ヘリコプターは悪天候で飛ばず船も出なかった。実際は被ばくしながらの避難なのに、何ら緊張感がない。訓練の事前にテントなど設備が設置されていた。マスク・防護服は着用せず、「着用しています」のふりをしたゼッケンのみ。安定ヨウ素剤は簡易問診で済ませ、福井県は配布だけで服用指示を最後まで出さず。汚染検査も（一部を測れば汚染なしと判断するなど）手抜き、検査は外気に晒され実施される所も。とくに福井県の酷さが目立った。

#### 綾部PA（福井県のUPZ住民の検査・除染訓練）

検査・除染会場となる綾部パーキングエリアは渋滞するのが明らか。各車両の測定に約3分。モニターはたった2機。除染は不十分。狭い道で、汚染されている車両と除染された車両が交互通行。これは国のマニュアルにも違反している。担当者はマスクをしていない若い女性。14台で57分かかった。国の想定の1,342台（我々の試算だと少なくとも2,900台）と職員が汚染に晒されながら検査・除染することになり、避難先も汚染してしまう。

## 福井県（若狭町上中庁舎）の訓練

ここでも若い女性がマスクや防護服もなしに誘導、子ども達はマスクもしていない、安定ヨウ素剤はたんなる簡易アンケートで配布。そもそも、何のためにこの訓練をしているのかがまったく抜け落ちている。放射性物質は怖いという印象を一切持たせないための訓練。避難弱者不在の訓練。訓練主導者がスカートにパンプス姿。アリバイ作りの骨抜き訓練だった。

## 福井県おおい町現地から電話で報告

兵庫県への避難訓練だった。問題点は沢山。福井は本来自家用車の避難、しかし今回の訓練ではマイクロバス。参加人数は極端に少ない。安定ヨウ素剤配布は簡易問診。事故時の服用で異変を感じたら保健所に連絡というのが、連絡先の電話番号もない。指示が出るまで服用しないようにと指示。結局、同乗の内閣府職員が言っていたように、今回は指示が出なかった。誰がどのような基準で指示を出すのか大きな疑問。訓練を通して、事前配布しかないと確信した。人のスクリーニングも選定の基準がはっきりしていない。事故想定等全てにおいて、原発事故を軽く見せる意図が見える訓練だった。避難先と具体的な調整がない。地元住民には、十分な避難計画の説明もない。関西の住民の安全を守るためにも、また地元住民のためにも、「再稼働反対・原発の電気いらぬ。」と訴えて続けて欲しい。

## 京都府の避難訓練

避難人口は福井の倍以上。実態のない屋内退避を除けばわずかに避難人口の0.36%が訓練に参加。125,000人が延べ3,500台のバスで逃げるのが計画。安定ヨウ素剤の配布が間に合うか。訓練は大型バス2台とマイクロバス10台だけ。要援護者ぬきの訓練。健康者2人が「要援護者」と書いたゼッケンをして、マイクロバスから検査場に歩いて行きモニターのゲートをくぐるだけ。車の除染は車輪の突き出たところだけを除染し、「汚染水」は砂利が敷かれた土の中にそのまま染みこむ。人体の汚染はティッシュで拭き取り、基準以上ならシャワーを浴びる。シャワーは、男女分けず、検査室との仕切りがないプライバシーゼロのシャワー、支給する着替えは用意されていない。

福井から22,000台逃げてくる。延べ200キロ超える車列は3,500台の京都のバスとどのように折り合って逃げるのか、まったく問題視されていない。バスの運転手は講習を受けず、情報も持たず、防護服も計測器も持たずに訓練に参加した。参加する「避難者」は手ぶらで非常持ち出し品の準備もない。訓練は5カ所の避難中継所の内1カ所（自然公園）のみ実施。安定ヨウ素剤の事前配布を迫るのが重要。

以上の監視行動の詳細は、「防災訓練 監視行動の報告集」をご参照ください。

## 9月9日の政府交渉・確認点・今後の課題

8月27日の監視行動を踏まえ7名で東京に行き、政府交渉に参加した。原子力委員会が安定ヨウ素剤服用の必要性を判断してから国・自治体から指示が出ることになっているが、委員会は、なんと、服用の明確な判断基準を持っていない！事故が起こった後専門家を招集し判断すると言うが、専門家が誰かも決まっていな。服用基準について議論もしていない。少なくともUPZ内全てに、5キロ圏内のように事前に医師による丁寧な問診と事前配布が必要だ。

以上の実態を自治体や議員に明らかにしていき、事前配布を求め、福島の子供たちとも連携して行動して行きましょう。この状態での再稼働は許せないと、多くの人と連携しましょう。（\*報告・

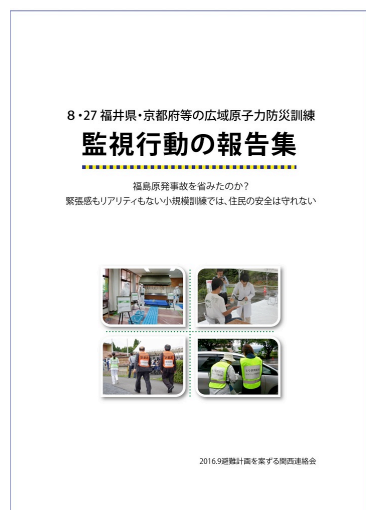
提言者：島田さん)

以上の報告を受け、会場からの質疑、議論が白熱した。要援護者の参加者が自分の車椅子で逃げられるのか、逃げる手段はどうなっているのかなど質問・コメントがあった。障害者差別禁止法が施行されている。要援護者だから避難が遅れるのは許されないことは大前提だ。援護者、健常者が一緒に要援護者・子どもを守るための行動を進めることが大切だ。今後の行動として、京都北部で菅野みずえさんと呼ぶ講演会・集会などを企画していることが児玉さんから告知された。

## アピール

- 「原告・支援者紹介コーナー」では、この裁判の支援者であり、また「子ども脱被ばく裁判」を進めている兵庫県の後藤さんからお話があった。裁判や様々な活動を通じて、福島の子もたちを守るため、全国的な支援を訴えられた。
- 大阪市の避難者住宅支援打ち切りについてのパブコメ、3.11 甲状腺がんこども基金などについてのアピールがあった。
- 武藤北斗さんのこの裁判の重要性、次回裁判への参加の呼びかけ、熱い決意で締めくくられ、参加者の気持ちが一つになって、会が終わった。

2016年10月11日 おおい原発止めよう裁判の会事務局



### 防災訓練 監視行動の報告集

8月27日福井県・京都府等の広域原子力防災訓練

福島原発事故を省みたのか？

発行：避難計画を案ずる関西連絡会 2016年9月

頒価：250円（送料はご負担ください）

裁判会でも取り扱っています。

おおい原発止めよう裁判の会事務局（連絡先：美浜の会気付け）

mihama@jca.apc.org

TEL：06-6367-6580 FAX：06-6367-6581